

【EU】自然再生に関する規則の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2024 年 6 月、EU 加盟国の陸域及び海域にわたって生物多様性に富み、回復力のある (resilient) 生態系を長期的かつ持続的に回復することなどを目的として、都市、農地、森林など各生態系に対する具体的な再生措置等を定めた規則が制定された。

1 概要

2024 年 6 月 24 日、「自然再生に関して規制し、規則 (EU) 2022/869 [欧州横断エネルギーインフラのガイドラインに関する規則] を改正する 2024 年 6 月 24 日の欧州議会及び理事会規則 2024/1991 (EEA 関連文書)」¹ (以下「2024 年規則」) が制定された。当該規則は、全 6 章 28 か条と 7 つの附属書から成り、同年 8 月 18 日に施行された。

同規則は、欧州グリーンディール²の一環である 2030 年 EU 生物多様性戦略³に基づき、2022 年 6 月に提案された。欧州における動植物の生息地 (habitats) の 80%以上が劣悪な状態にあり、自然の保護及び保全に向けた従来の取組では、こうした状況を覆すことはできないとして、自然を (保全するだけでなく) 再生させるための措置を初めて導入するものである⁴。なお、ここでいう「再生 (restoration)」とは、生物多様性及び生態系の回復力を維持又は強化することを目的として、所定の類型の生息地を良好な状態に改善することなどを介して、生態系の構造及び機能を改善するために、能動的又は受動的に生態系の回復を支援する措置をいう (2024 年規則第 3 条⁵)。

2 2024 年規則の主な規定

(1) 陸域、沿岸及び淡水の生態系の再生 (第 4 条等)

加盟国は、①湿地、②草原 (grasslands)、③河川及び湖沼、④森林、⑤ステップ (steppe)、⑥岩場及び砂丘の 6 類型の生息地のうち、良好な状態にない地域を良好な状態に改善するための措置を講じなければならない (第 4 条、附属書 I)。具体的には、(a) 全類型の生息地について良好な状態にない地域の総面積の 30%以上を 2030 年までに、(b) 各類型の生息地について良好な状態にない地域の 60%以上を 2040 年までに、当該地域の 90%以上を 2050 年までに再生することなどが義務付けられている (同条)。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2024 年 10 月 10 日、[] は筆者による補記である。

¹ Regulation (EU) 2024/1991 of the European Parliament and of the Council of 24 June 2024 on nature restoration and amending Regulation (EU) 2022/869 (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/1991, 29.7.2024. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1991/oj>>

² 2019 年 12 月に策定された欧州グリーンディールは、気候変動及び環境関連の課題に対処し、気候中立の下で経済成長が資源の使用と切り離されている持続可能な経済・社会の実現に向けた EU の成長戦略を示すものとされる。樋口修「2023-2027 年の EU 共通農業政策 (CAP)」『レファレンス』866 号, 2023.2, p.32. <<https://doi.org/10.1150/1/12601834>>

³ 2020 年 5 月に策定された 2030 年 EU 生物多様性戦略は、その後 10 年間ににおける EU 全体の生物多様性保護政策の基本指針を示すもので、2030 年までに生物多様性を回復軌道に乗せるとともに、2050 年までに世界の生態系を再生するという野心的な目標を掲げるものである。「世界の生物多様性保護の取り組みをリードする EU」『EU MAG』vol.84, 2021.10.12. <<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12140895/eumag.jp/behind/d1021>>

⁴ “Nature restoration law: Council gives final green light,” 2024.6.17. Council of the EU and the European Council website <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/06/17/nature-restoration-law-council-gives-final-green-light/>>

⁵ 以下、条名は全て 2024 年規則のものである。

(2) 海洋生態系の再生（第 5 条等）

加盟国は、①藻場、②大型藻林、③貝床、④石灰藻球（石灰化した紅藻類の塊）の藻場、⑤海綿及びサンゴの生息地、⑥熱水及び湧水域、⑦軟弱堆積物の 7 種類の生息地のうち、良好な状態にない地域を良好な状態に改善するための措置を講じなければならない（第 5 条、附属書 II）。具体的には、良好な状態にない①から⑥までの生息地について、(1)と同様に、所定の期限内に一定の割合で再生することなどが義務付けられている（同条）。

(3) 都市生態系の再生（第 8 条）

加盟国は、①2030 年 12 月 31 日まで、都市生態系に該当する地域において都市緑地及び都市樹冠被覆の国内総面積⁶が、2024 年のそれと比較して純減しないこと、②2031 年 1 月 1 日以降、都市生態系地域において、都市緑地の国内総面積の増加傾向を、満足できる水準⁷に至るまで達成すること、③各都市生態系地域において、都市樹冠被覆率の増加傾向を、満足できる水準に至るまで達成することを確保しなければならない。②及び③の確認のため、2031 年 1 月 1 日以降は 6 年ごとに測定が行われる。

(4) 花粉媒介昆虫の個体数の再生（第 10 条）

加盟国は、2030 年までに花粉の移動を媒介する野生昆虫の多様性を改善し、その個体数の減少を増加に転じさせ、同年以降は、6 年ごとに測定を行い、満足できる水準に至るまで個体数の増加傾向を達成しなければならない。

(5) 農業生態系の再生（第 11 条等）

加盟国は、①草原に生息するチョウの種類、②農耕地の鉱質土壌に含まれる有機炭素の蓄積量、③生物多様性の高い景観特性を有する農耕地の割合という 3 指標の少なくとも 2 つについて、2024 年 8 月 18 日から 2030 年 12 月 31 日までの期間及びそれ以降は 6 年ごとに、満足できる水準に至るまで、国レベルで増加傾向を達成することを目指す措置を講じなければならない（第 11 条、附属書 IV）。また、2025 年 9 月 1 日の時点をもとに算出した国レベルの共通農地鳥類指標（common farmland bird index at national level）⁸に関して、(a) 歴史的に農地の鳥類の個体数がより減少している加盟国は、2030 年までに 110、2040 年までに 120、2050 年までに 130 に、(b) 歴史的に農地の鳥類の個体数が減少していない加盟国は、2030 年までに 105、2040 年までに 110、2050 年までに 115 に到達することを目指す措置を講じなければならない（同条、附属書 V）。

(6) 森林生態系の再生（第 12 条）

加盟国は、期間等について(5)の第 1 文で述べたような条件の下、①立木の枯れ木、②倒木の枯れ木、③不均等な樹齢構造を持つ森林の割合、④森林の連結性（connectivity. 一体としてつながっていること）、⑤有機炭素の蓄積量、⑥在来樹種が優位を占める森林の割合、⑦樹種の多様性という 7 指標の少なくとも 6 つについて、増加傾向を達成することなどが義務付けられる。

⁶ 樹冠被覆の面積とは、上から樹冠を地面に向かって水平に投影した時にできる陰影の面積を指す。また、後述する樹冠被覆率とは、当該面積が（全体）敷地の面積に占める割合を指す。一般に、樹冠が大きければ大きいほど、その分、炭素固定、大気汚染物質の除去等の効果が高いことが見込まれるとされる。「樹冠被覆率」2024.3.22. 一般財団法人環境イノベーション情報機構ウェブサイト <<https://www.eic.or.jp/ecoterm/index.php?act=view&serial=4967>>

⁷ 加盟国は、2030 年までに、最新の科学的証拠に基づき、開かれており、かつ、効果的な手順及び評価を通じて、満足できる水準を設定しなければならない（第 14 条）。後述する「満足できる水準」についても同様である。

⁸ 共通農地鳥類指標は、農地に生息する一般的な鳥類の個体数の動向をまとめたもので、欧州の農業生態系の生物多様性の状態を評価するために用いられる（附属書 V）。